

講談で楽しく学ぶ成年後見制度

認知症や障害などにより、判断能力が不十分になると手続きが1人では難しくなったり、よくわからず契約してしまう恐れがあります。

成年後見制度は、認知症や障害などで判断能力が不十分な方に、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。ぜひ、この機会と一緒に学んでみませんか。

視聴無料
要申込

日時／令和6年2月5日（月）14時～16時

場所／長崎県庁1階大会議室（長崎市尾上町3-1）

※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※オンライン配信、アーカイブ配信（2週間）も行います。

14：05～15：05

【第1部】講談で楽しく学ぶ成年後見制度

講談師：神田 織音 氏

1999年神田香織に入門。講談協会所属。2011年真打昇進。「成年後見制度」「認知症」などの啓蒙講談では第一人者として全国で活躍。全国各地で実話をもとにした講談で好評を得ています。

演目（予定）

第1話 認知症の老姉妹食べ物に～過剰工事：三年間で数千万円分

第2話 経済的虐待を防ぐために～家族による預貯金や年金の使い込み

第3話 ナオト君だって一人の人間なんだよ～親亡き後を心配して～



15：20～15：50

【第2部】講演「どこに相談すればいい？ 成年後見制度」

講師：長崎県社会福祉士会 出口 龍之介 氏

（申込方法）

スマートフォン等からQRコードを読み込み、必要事項を入力してお申込みください。



（主催・問合せ先）

長崎県長寿社会課

TEL：095-895-2434

長崎県 権利擁護セミナー で検索